９．主要株主の氏名、商号又は名称

（ふ　り　が　な） 氏名、商号又は名称	保有する議決権の数	割合
	個	%

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第３条の６第３項第10号に規定する主要株主をいう。

２．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

３．「議決権」とは、第３条の６第３項第10号に規定する議決権をいう。

４．保有する議決権の数の多い順序に従い作成すること。

５．「割合」とは、第３条の６第３項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。